

平成26年度小松島市新規事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート（事前評価）

事務事業名	社会福祉憲章条例事業 (民間移譲分 老人等無料バス 優待事業)			整理番号	— —
				担当課係	市民生活課 生活支援安全担当
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	1	社会福祉費	内線等	
		2	老人福祉費		
	目	1	社会福祉総務費	事業区分	経常事業
2		老人福祉総務費			
大事業	12	社会福祉憲章条例事業(民間移譲分)	事業期間	平成 26 年 ~ 年度	
	19	社会福祉憲章条例事業(民間移譲分)			
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)				
根拠法令等	小松島市社会福祉憲章条例, 同条例施行規則等				

■事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

本市の社会福祉憲章条例に定めるとおり、高齢者及び身体障がい者、知的障がい者(児)、精神障がい者に対し、バス無料優待証及び利用券を交付し、路線バスを無料で利用可とする。
平成27年4月から市営バス路線を民間移譲することに併せ、既存の制度の一部を変更して実施する。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	70歳以上の高齢者及び身体障がい者等を対象に、徳島バスが運行する路線バスのうち、指定する路線及び区間について無料とする。 対象者の乗車時には、優待証及び利用券を所持し、降車する際に乗務員に優待証を提示するとともに、利用券を投入することで、無料での利用を可能とする。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	高齢者及び身体障がい者等の社会参加を促進することで、生きがいを高め、福祉の向上を図る。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか?	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け	<input checked="" type="checkbox"/>	重点目標	<input checked="" type="checkbox"/>	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2. 「安心」のまちづくり		
			中項目	①その人がその人らしく住める地域社会		
			小項目	1. 弱者に配慮した優しいまちづくり		
(理由)						
事業目的は、高齢者及び身体障がい者の社会参加を促進することで、生きがいを高め、福祉の向上を図ることであり、第5次総合計画(後期基本計画)に掲げる「高齢者や障がい者を含めた誰もが等しく、住み慣れた地域社会の一員として、その能力を十分に発揮しながら、希望する日常生活や社会参加を行うことができるよう物的・社会的環境を整備します」との理念に合致していることから、整合性は図られている。						

■他の自治体の類似する政策との比較検討

他市町村の事業内容は以下のとおり			
・鳴門市	70歳以上の者及び身体障がい者等を対象	徳島バスが運行する路線のうち市内全区間、及び地域バス	所得制限無
・徳島市	//	路線ごとに民間移譲を推進	所得制限有
・阿南市	70歳以上の者	徳島バス・徳島バス阿南が運行する市内全路線	所得制限有
平成25年にバス路線を民間移譲した鳴門市とよく似た状況にある。			

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	本市の住民基本台帳に記録されているものであって、 ・年齢が満70歳以上の者 ・身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者 ・知的障がい者（児）で療育手帳の交付を受けている者 ・精神障がい者であって精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	高齢者及び障がい者等の日常生活における移動手段を確保し、社会参加の促進を図る。 更に、障がい者等で特に介添えを必要とする者は、介添人1名まで無料とすることで生活圏の拡大を図る。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	民間バス会社への移行後も優待事業を継続することへの要望、また財政状況を考慮し、利用者の一部負担についての意見などがある。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後どのように変化していくか)
	団塊の世代の高齢化により、事業の対象者が数年後には急増することが予想される。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	27年度	28年度	29年度	30年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	11,883	11,883				
		地 方 債	0					
		その他（利用者負担等）	0					
		一 般 財 源	75,157	9,877	21,760	21,760	21,760	
	A 直接事業費（千円）	87,040	21,760	21,760	21,760	21,760	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.04 人	0.01 人	0.01 人	0.01 人	0.01 人	人
		職 員 人 件 費 ①	888	222	222	222	222	
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計（千円）①+②	888	222	222	222	222	0	
A + B	87,928	21,982	21,982	21,982	21,982	0		

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	事業を行わない場合、高齢者や障がい者等の移動手段の減少に繋がり、生活圏の拡大や社会参加意欲の向上、地域における自立した生活などを果たすことが困難となる。
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	市内を運行する路線バス事業者は1社のみであること、また社会福祉憲章条例に基づく独自事業として行っており、類似事業はない。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> a ある	理由	

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	利用券による利用実数を把握し、実績に基づいた事業費を積算する。

所属長による総合的なコメント

市営バス路線の民間移譲に併せて、対象路線の拡大と利用券の利用、介添人1名まで無料との制度改正を行った。まずは制度の周知を図り、新年度へのスムーズな事業移行と、安定した事業運営に努める必要がある。